

統計委員会タスクフォース 精査結果報告書（概要）

1. 精査の対象等

建設工事受注動態統計調査をめぐる事案に関し、第三者である統計専門家の立場から、平成22年度以降の総務省の対応を精査（文書・メールの調査、OBを含む関係職員や委員への書面調査・ヒアリングを実施）

2. 事実認定と評価

構成員

◎座長、○座長代理

◎樺 広計 統計数理研究所長
○津谷 典子 慶應義塾大学教授
川崎 茂 日本大学特任教授
清原 慶子 杏林大学・ルーテル学院
大学客員教授
清水 千弘 日本大学教授

| 確認できた事実とそれに対する総務省の認識 | 総務省の対応についての評価の概要 |
|--|---|
| ① 推計方法の変更に係る統計委員会への諮問・答申時（平成23年） | |
| 期限後提出調査票の合算集計処理や調査票情報の集約・消去が議論となった跡、「二重計上」の可能性が論点になった跡は確認できず | 「二重計上」を認識できる端緒なし |
| ② 基幹統計の一斉点検の実施時（平成31年1月） | |
| 国土交通省からの報告では、合算集計処理や調査票情報の集約・消去についての説明も、「二重計上」をうかがわせる記載も確認できず。 ← 総務省に対するヒアリングでは、点検は、毎月勤労統計と同様の問題及び各府省が気付いた問題の有無を報告し、問題が見つかったら、更に各府省に同様の問題の有無の報告を求めるものであったと主張 | 明らかになった問題が他の統計で生じていないかを確認するため、当該一斉点検の期間中に、各府省とやりとりを繰り返す手法を採ることに一定の合理性があると考え |
| ③ 評価分科会における対応時等（令和2年10月前後） | |
| 10月30日の評価分科会に国交省が提出した参考資料（分科会の宿題事項でないことから総務省は外すことを求めていた。）中に、合算集計処理に関する記述あり（調査票情報の集約・消去や「二重計上」は、なし） ← 総務省に対するヒアリングでは、事前の打合せや分科会で、合算集計処理の説明はなく、「二重計上」の認識なしと主張 | 資料の記載だけでは「二重計上」を認識するのは困難な面があるが、各府省の適正な統計作成プロセスの実現を通じ公的統計の改善を図るという観点からは、 職務遂行の改善 が求められる |
| 建設工事施工統計調査の調査計画の変更に係る10月の打合せの際に、受注動態統計調査における合算集計処理や調査票情報の集約・消去に関する説明あり（「二重計上」に関する説明は、なし） ← 総務省に対するヒアリングでは、集計方法は調査計画の記載事項ではないため、内容を確認せず、「二重計上」の問題意識も持たずと主張 | 説明だけでは「二重計上」を認識するのは困難な面があるが、各府省の適正な統計作成プロセスの実現を通じ公的統計の改善を図るという観点からは、 職務遂行の改善 が求められる |
| ④ 会計検査院の報告書に関連する国土交通省からの情報提供時（令和3年） | |
| 総務省は、3月以降、会計検査院から検査結果の事実関係の照会を受けたが、うち、受注動態統計調査の記載について検討した跡は確認できず ← 総務省に対するヒアリングでは、政策統括官室として指摘を受ける箇所のみ検討し、それ以外の箇所は確認しなかったと主張 | 記載だけでは「二重計上」を認識するのは困難な面があるが、各府省の適正な統計作成プロセスの実現を通じ公的統計の改善を図るという観点からは、 職務遂行の改善 が求められる |
| 8月の国交省から総務省へのメールの添付資料に、「ダブルカウント」との文言があるが、国交省に対して総務省が、統計誤り発見時の対応を促した跡は確認できず（当時、「ダブルカウント」という文言に関する国交省の説明はなし） 政策統括官や統計委員会に情報が共有されず ← 総務省に対するヒアリングでは、誤り発見時対応業務を兼務している職員を含め、ほぼ全員気付かずと主張。気付いた職員も、情報提供した他の担当が対応するものと認識していたと主張 | 誤りを認識しつつ、公表等の対応を国土交通省に要請しなかったことは、 不適切 誤りを認識しなかった職員のうち、特に、誤り対応業務も兼務している職員が、本務に気をとられ、認識しなかったことは、 不適切 →多くの者が端緒を認識せず、認識しても政策統括官に報告をしなかった対応については、 今後の改善が強く求められる |

○総務省による国土交通省からの相談対応等

上記③の時期に、総務省の職員が、国交省の相談に対し、自分の担当ではないとして他の担当を教示したが、当該他の担当の職員も自分の担当ではないとして元の担当を教示するといった、役割分担の隙間に落ちたような対応を確認
→本件のような総務省の対応は、他の府省との間でも生ずる可能性があるものであり、政策統括官室の縦割りの是正と各府省とのコミュニケーションが双方向において緊密・率直となるよう改善する継続的な努力が求められる

3. 求められる今後の対応

精査の対象とした平成22年度以降、現在までの期間を通じて、当該統計に関する総務省の対応において、統計法等に反する事実は確認できず

しかし、今後の課題として、公的統計の品質確保が全府省に共通の重要な課題として改めて浮き彫りに

特に「公表数値の誤り」が最大のリスクであるという基本認識が徹底されておらず、個別の統計における誤りの発生への警戒心や関心が薄いことが、今回の事案により顕在化。今回の精査により判明した課題を踏まえ、統計作成府省と連携して公的統計に対する信頼の回復に向けた取組に直ちに着手する必要

この経験から得られた教訓は全府省の統計の品質向上及び重大リスク事案の発生防止に役立てるべき
すでに実行の途上にある「公的統計基本計画」の様々な取組を全府省が一丸となって加速・強化すべき

【総務省において早期に具体化すべき取組】

- ①「誤り対応ルール」に基づく的確な対応の徹底に向けた支援
- ②各府省の統計担当部局との総合的連絡窓口の設定
- ③統計ごとに関係する情報の集約・管理・活用
- ④誤りのおそれが潜んでいる可能性を前提とした業務マニュアルの整備・改善
- ⑤研修の強化

【今後の検討課題】

- ・政策統括官室における、統計の品質確保やデータ保持等の最重要性を的確に認識するように意識改革と、それを確実に業務に繋げる仕組みの改革の実現
- ・総務省における、統計審査の更なる重点化・有効化、統計審査の機会を活用したアドバイザー機能の付与・強化
- ・政策統括官室を含む全ての府省の統計作成プロセスに関わる人材の質・量の確保、統計作成能力の向上 等

←今後、統計委員会の精査を通じて検討・充実